

令和7年度 第2回 さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会 議事録

1 日 時

令和8年1月29日（木）午前10時00分～午前11時00分

2 開催場所

武蔵浦和コミュニティセンター8階 第1集会室

3 出席者

(1) 委員

白杵 信裕 委員長 上野 茂昭 委員 森田 真紀子 委員 駒木根 敦子 委員
波田野 晴一 委員 高橋 麗子 委員 佐野 公子 委員 菅野 千香子 委員
橋本 正晴 委員 溝口 誠 委員

(2) 事務局

子ども未来局 子育て未来部長
子育て未来部 放課後児童課課長 外3名
教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課長 外1名
管理部 学校施設管理課長

4 欠席者

なし

5 議題

- (1) さいたま市放課後子ども居場所事業について
- (2) さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）について
- (3) その他（こども性暴力防止法について）

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴者の数

1人

8 審議の経過

- (1) 開会
- (2) 子ども未来局 子育て未来部長 あいさつ（略）
- (3) 審議
- (4) 事務連絡（略）
- (5) 閉会

9 審議内容

- (1) さいたま市放課後子ども居場所事業について「資料3」

ア 事務局から説明

- ① 令和8年度実施校の準備状況を説明
- ② 令和9年度導入候補校（案）を説明

イ 質疑応答・意見交換

<上野委員>

来年度以降の待機児童数の見通しは。

<事務局>

総合振興計画に基づき、令和8年4月1日に150人、令和9年4月1日に50人、令和10年4月

1日にゼロを目標としている。

<駒木根委員>

浦和南小学校区や辻小学校区など想定より利用ニーズが増えている学区があり、不承諾者が発生してしまう可能性がある。

<事務局>

今回の導入候補校は昨年の7月に作成した推計に基づいて選定しているため、最新の公設クラブや民設クラブの申込状況を踏まえて、新たな推計を作成し、追加で整備が必要な学区があればしっかりと対応していきたいと考えている。

(2) さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）について「資料4」

ア 事務局から説明

- ① 基本方針（案）策定の経緯を説明
- ② モデル事業の検証結果を踏まえた課題と対策を説明
- ③ 基本方針（案）の修正を説明

イ 質疑応答・意見交換

<駒木根委員>

原状回復費用の補助について、備品の処分費用が課題と考えているが、補助対象となるのか。

<事務局>

原状回復に伴う備品の処分費用も補助対象とする方向で考えている。一部自己負担をお願いしている新規整備の際の補助制度とは異なり、できる限り民設クラブに負担が生じない制度設計を検討しており、3月頃には詳細を提示予定。

<上野委員>

「経験豊富な放課後児童支援員等を放課後子ども居場所事業の運営事業者へ紹介」とあるが、9月議会定例会において居場所事業導入に伴い廃止したクラブの支援員の雇用については、公設クラブでは全員が雇用継続となった一方で、民設クラブは雇用継続されたか分からないと答弁があった。それ以降の状況はどうか。

<事務局>

支援員の雇用状況は、各クラブの法人において管理しており、市は把握していない。市ができる対応として、居場所事業で働きたいという希望があった場合に、顔合わせの場をセッティングしているところ。

<駒木根委員>

民設クラブの支援員の雇用継続について、他の法人は小規模な単位で運営しており、異動する場所がなく、支援員の行き場がない。また、管理業務と保育業務では内容がだいぶ違うため、保育に情熱をもって仕事をしている人にとって管理業務は難しいもの。転職すると収入面でも相当大きな基本給の違いがでてくる。そのため、パートさんが居場所事業に転職した話は聞いているが、正規職員が転職した話は聞こえてこない。その実態は知っておいてほしい。

<駒木根委員>

今回の基本方針（案）では、これまでの「さいたま市の放課後児童クラブのあり方」で記載のあった育成支援の質が抜けてしまっている。さいたま市では公設クラブでも民設クラブでも保育の質というものを大事にしていることから、整備に関する基本方針はこのままでよいが、別に育成支援の質に関する方針を策定し二本立てでやってもらいたい。

(3) その他（こども性暴力防止法について）「資料5」

ア 事務局から説明

- ① こども性暴力防止法の概要を説明
- ② 制度の対象を説明
- ③ 今後必要となる対応を説明

イ 質疑応答・意見交換

<駒木根委員>

性犯罪前科が確認された場合には、配置転換等の措置が必要となるが、対象者が複数人生じた場合や、小規模の法人の場合には配置転換できる業務の枠がなく、対応が難しいため、市内の他のセクションを紹介してもらえらる等の連携がないと難しいと感じている。また、市において事業者向けの制度に係る学習会を開催してもらいたい。

<事務局>

事業者に対する周知方法や内容を今後検討していく。事業者がやることの目安を示し、制度を確実に運用していけるようしっかりと支援していきたい。

<森田委員>

放課後児童クラブは「認定対象」とされているが、市としては事業者が認定を受けることを必須とするのか。その場合、就業規則や誓約書等は市の方で案を示してもらいたい。

<事務局>

決定ではないが、委託事業なので認定を受けてもらいたいと考えている。

10 問い合わせ先

子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 放課後対策係

048-829-1718